

平成14年(ヨ)第94号 浜岡原子力発電所運転差止め仮処分申立事件

平成14年(ヨ)第181号 浜岡原子力発電所運転差止め仮処分申立事件

平成15年(ヨ)第61号 浜岡原子力発電所運転差止め仮処分申立事件

決 定

当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり
主 文

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立て費用は債権者らの負担とする。

理 由

第1 本件申立ての趣旨

債務者は、静岡県御前崎市佐倉5561所在の浜岡原子力発電所（以下「本件原子力発電所」という。）1ないし4号機を運転してはならない。

第2 事案の概要

1 本件は、日本国内に居住する住民らが、本件原子力発電所の原子炉施設（原子炉及びその附属施設）1ないし4号機（以下「本件原子炉施設」という。）について、その運転が継続されるならば、地震動によって原子炉の重大事故が発生する蓋然性があり、事故発生時において生命・身体に対する重大な被害を及ぼす放射線被ばくを受ける極度の危険にさらされ、また、事故や被害発生の不安がない安全かつ平穏な環境を享受する権利も侵害されていると主張して、これら人格権に基づく妨害予防請求権を被保全権利として本件原子炉施設の運転差止めの仮処分を求めた事案である。

2 当事者の主張

当事者の主張は、本決定添付の当庁平成15年(ワ)第544号、平成16年(ワ)第9号各原子力発電所運転差止請求事件判決（以下「本案判決」という。）における原告ら及び被告の各主張と同旨である。

なお、債権者らは、東海地震の発生が切迫していると考えられることに加え、

本件原子炉施設の耐震設計に不備があり、地震による被害も甚大であると予想されること等に鑑みれば、債権者らの生命・身体に対する急迫の危険があることは明らかであり、保全の必要性が認められると主張する。

第3 当裁判所の判断

1 被保全権利について

(1) 本件原子炉施設の安全性は確保されていると認めることができ、債権者の主張を検討しても、本件原子炉施設の運転によって、債権者らの生命、身体が侵害される具体的な危険があるとは認められず、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権を認めることはできない。

その理由は、本案判決の「理由」に記載のとおりであるので、これを引用する。

なお、同書面中の記載については、別紙のとおり読み替えるものとする。

(2) 債権者らは、最終準備書面（その3）において、平成19年7月16日に発生した新潟中越沖地震による地震動が東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「柏崎刈羽原子力発電所」という。）の耐震設計の想定を大幅に超え（甲イ199～201）、同発電所に多数の設備・機器に損傷・トラブルが発生した事態（甲イ202）を捉えて、東海地震発生の際にも本件原子炉施設に重大な損傷が発生し、債権者らの生命、身体が侵害される事態が生じ得ることが明らかになったと主張する。

しかしながら、今回の柏崎刈羽原子力発電所の被災は、原子力発電所の耐震設計上の想定が絶対万全なものではなく、「想定を超える地震動」が発生する危険があることを改めて示したものといえるが、そのことを前提としても、本件原子力発電所と立地条件や耐震設計の方法が異なる（審尋の全趣旨）柏崎刈羽原子力発電所の事例をもって直ちに本件原子力発電所の耐震設計が不十分であると考えることはできない。また、現時点において、柏崎刈羽原子力発電所で数多くの損傷・トラブルの発生が報告されているとしても、同

発電所の安全上重要な設備に根本的な欠陥が生じたことは報告されていない（甲イ202、公知の事実）。このことは、現時点で断定することは避けなければならないとしても、想定を超える地震動の発生が直ちに原子炉施設の重大事故に直結するわけではないこと、言い換えれば、想定を超える地震動に対しても原子炉停止系等が機能して原子炉が自動停止したことにより（甲イ201）、炉心溶融その他の重大事故の発生が未然に防止され同発電所の「原子炉施設の安全性」が確保されたと考えることもできる。いずれにしても、原子炉施設における深層防護の思想に基づく各種の事故防止対策、適切な保安活動、設計上の安全余裕の確保及びP D C Aサイクルを実践することの重要性等を改めて認識させたといえよう。

よって、上記新潟中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災事例から想定東海地震発生の際に本件原子炉施設に重大な損傷が発生し、債権者らの生命、身体が侵害される事態が生じ得ると直ちに推認することはできず、この点の債権者らの主張は採用できない。

2 結論

以上によれば、債権者らの被保全権利を認めることはできず、債権者らの申立てはその余の点を判断するまでもなくいずれも理由がないから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成19年10月26日

静岡地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 宮 章

裁判官 男 澤 聰 子

裁判官 戸 室 壮 太 郎

(別紙)

原告→債権者

被告→債務者

証人田中三彦→甲へ 1 の 1, 2

証人井野博満→甲へ 2 の 1, 2

証人石橋克彦→甲へ 3 の 1, 2

証人班目春樹→乙B 2 7 (甲へ 7 の 1), 2 8 (甲へ 7 の 2)

証人徳山明→乙C 1 7 1 (甲へ 4 の 1), 1 7 2 (甲へ 4 の 2)

証人伯野元彦→乙 1 7 3 (甲へ 6 の 1), 1 7 4 (甲へ 6 の 2)

証人溝上恵→乙C 1 7 5 (甲へ 9 の 1), 1 7 6 (甲へ 9 の 2)

証人鈴木純也→乙 1 7 7 (甲へ 1 0 の 1), 1 7 8 (甲へ 1 0 の 2)

証人入倉孝次郎→乙C 1 7 9 (甲へ 1 1)

証人新井拓→乙D 2 0 7 (甲へ 5 の 1), 2 0 8 (甲へ 5 の 2)

証人中澤博文→乙D 2 0 9 (甲へ 8 の 1), 2 1 0 (甲へ 8 の 2)

検証の結果→乙B 2 5 (甲へ 1 2), 2 6 (甲へ 1 3)